Ⅳ．有価証券関係

１．満期保有目的の債券で時価のあるもの

（単位：円）

区　　分	当　事　業　年　度 （平成25年３月31日）		
	貸借対照表日における貸借対照表計上額	貸借対照表日における時価	差　　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	31,799,089,009	31,902,390,000	103,300,991
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	6,998,951,788	5,844,250,000	△ 1,154,701,788
合　　計	38,798,040,797	37,746,640,000	△ 1,051,400,797

２．満期保有目的の債券の決算日後における償還予定額

（単位：円）

区　　分	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10　年　超
債券	27,800,000,000	6,000,000,000	—	5,000,000,000
国債・地方債等	—	—	—	—
社債	—	1,500,000,000	—	—
外国債券	—	—	—	5,000,000,000
その他	27,800,000,000	4,500,000,000	—	—

Ⅴ．金融商品関係

１．金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については短期的な預金及び公社債等に限定しております。

未収債権等に係る顧客の信用リスクは、債権管理規程等に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、国債、地方債及び政府保証債等のみを保有しており株式等は保有しておりません。

２．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注３）を参照のこと。）

（単位：円）

区　　分	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
⑴現金及び預金	89,852,042,503	89,852,042,503	—
⑵未収金	575,690,812		
貸倒引当金	△ 60,321,904		
	515,368,908	515,368,908	—
⑶有価証券及び投資有価証券（満期保有目的債券）	38,798,040,797	37,746,640,000	△ 1,051,400,797
⑷貸付金	6,247,172,753	6,247,172,753	—
⑸破産更生債権等	9,055,377,490		
貸倒引当金	△ 4,054,138,153		
	5,001,239,337	5,001,239,337	—
⑹未払金	(21,337,061,241)	(21,337,061,241)	(—)
⑺債務保証	(1,860,022,800)	(1,860,022,800)	(—)

（注１）負債に計上されているものは、（　）で示しております。

（注２）金融商品の時価の算定方法及び有価証券等に関する事項

⑴　現金及び預金、⑵　未収金

未収金のうち、一般勘定及びエネルギー需給勘定に係るものについては、内部格付に基づく区分ごとに、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。現金及び預金、一般勘定及びエネルギー需給勘定を除く未収金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑶　有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

⑷　貸付金

貸付金については、内部格付に基づく区分ごとに、金融協定による回収見込額等を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

⑸　破産更生債権等

破産更生債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

⑹　未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑺　債務保証

債務保証については、保証債務の履行可能性に基づいて計上した保証債務損失引当金をもって時価としております。

（注３）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであります。

（単位：円）

区　　分	貸借対照表計上額
敷金・保証金（※）	633,856,484

（※）敷金・保証金については、将来のキャッシュ・フローの発生時期を適切に算定することは困難であり、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。